

にの給はすれば、すげなくて出させ給ぬ。○中 よろづあさましくめでたきとの、ありさまなり。このつちみかを殿にいくそたび行幸あり、あまたのきさきいでいらせ給ぬらんと、よのあえ物にきこえつべき殿なり、これを勝地といふなりけり、これを繁花といふにこそあめれど、あやしのものともの、しもをかざれる志なとも、よろこびゑみさかえたり。

「一代要記七後冷泉」關白左大臣頼通略○中

治暦三年十月五日庚戌行幸宇治平等院。○頼通勅曰、前太政大臣通頼名雖爲君臣義如父母同七日勅、年官年爵准三宮賜内舍人二人、左右近衛各六人爲隨身。

〔大鏡七太政大臣道長〕かまたりのおとゞ、むまれ給へるは常陸の國なれば、かしこのかしまと云ふところに氏の御神をすましめたてまつり給て、その御よゝりいまにいたるまで、あたらしき御門后大臣たち給をりは、みてぐらづかひならずたつ、みかせならにおはしまし、時は、かしこ遠しとて、大和國みかさ山にふり奉りて、春日明神となづけたてまつりて、いまに藤氏御氏神にて、おほやけをとこ女つかひたてさせ給ひ、后宮その氏の大臣公卿、みな此明神につかうまつり給て、二月十一月上申日御まつりにてなんざまぐのつかひたちのゝしる、みかせこの京につらしめ給ては、又ちかくふり奉りて大原野と申きさらぎのはつうの日、霜月初子日とさだめて、としに二度のまつりあり、又おなじくおほやけのつかひたつ、藤氏殿原みなこの御神にみてぐら十列たてまつり給、なほもちかくとてまたふりたてまつりて、吉田と申ておはしますめり、この吉田の明神は山かけの中納言のふりたて奉り給へるぞかし、御まつり日四月後の子日、十一月下申日とをさだめて、我御さうにみかせ后宮たち給ふものならば、おほやけまつりになさんとちかひ奉りておはしましければ、一條院の御時よりおほやけまつりにはなりたるなり。

〔廿二社本縁〕